

# 住民税(市・県民税)が公的年金から特別徴収(年金天引き)されます

先月号の広報みとよで、平成21年10月以降に支払われる公的年金から、住民税が特別徴収(天引き)されることをお知らせしました。現在、納付書または口座振替で納めている住民税は、公的年金から天引きされます。今月号では、内容について、より詳しくお知らせします。

## 対象となる公的年金

老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金等(障害年金や遺族年金は対象外)

なお、複数の公的年金の給付を受けている人の場合、その給付額の多少に関わらず、年金天引きを行う公的年金について優先順位が決められていて、高順位の公的年金から天引きされます。

## 天引きの対象となる人

前年中に対象となる公的年金の支払いを受けている65歳以上の人(特別徴収する年度の4月1日に対象となる公的年金の支払いを受けている人)で、次のすべての条件に該当する人。  
対象となる公的年金の給付額が年額18万円以上である  
当該年度の年金天引き額が、対象となる公的年金給付額の年額を超えない

介護保険料が年金天引きされている

年金天引きの対象となる税額

住民税額のうち、公的年金に対して課税される税額のみが年金天引きされます。

平成21年度以降の納付方法と税額(年金に対する税額のみ)

平成21年度(または年金天引き1年目)

現金または口座振替(上半期)		年金天引き(下半期)		
6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月
年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

平成22年度以降(または年金天引き2年目以降)

年金天引き					
仮徴収(上半期)			本徴収(下半期)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
それぞれ同年の2月に年金天引きした額と同額			年税額から仮徴収額を差引いた残額の1/3ずつ		

## 年金天引きの中止について

年度の途中で次の状態になった場合は、年金天引きができなくなり、現金納付または口座振替に変更されます。  
市外に転出した場合  
死亡した場合

所得額および所得控除額の修正などにより、公的年金にかかる税額が変更になった場合  
年金の支給停止や支払額不足などにより天引きができなかった場合

また、年度の途中で退職等により給付額が減少した場合も、上

記の に該当するようになりますので、年金天引きができなくなります。

給与からの特別徴収(給与天引き)

これまで住民税が全額給与天引きされていた人も、公的年金に対して課税される税額については、給与天引きから切り離されて、年金からの天引きになります。

## 65歳未満の人は

65歳未満の人は年金天引きの対象ではありませんが、制度の改正により、公的年金に対して課税される税額は給与から天引きができなくなり、普通徴収に変更されます。

この制度は地方税法第321条の7の2に定められており、本人の申し出等により中止することはできません。また、この制度は住民税の納付方法が変更されるというものであり、この制度のために住民税が増税されることは決してありません。

住民税(市・県民税)の納税通知書の送付時期が遅くなります

住民税(市・県民税)納税通知書は、これまで6月初旬にお届けしていましたが、公的年金からの特別徴収(年金天引き)制度の影響により、10日ほど遅くなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ください。

問い合わせ  
税務課 73・3006

## 新築住宅(長期優良住宅)は固定資産税を減額することができます

新築住宅の固定資産税は、次のとおり一定期間減額されますが、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行により長期優良住宅の認定を受けた新築住宅は、減額期間が延長されます。

減額期間	長期優良住宅の認定を受けていない住宅	認定を受けた長期優良住宅
	【一般住宅】 新築の翌年度から 3年間	5年間に延長
【3階建以上の耐火住宅】 新築の翌年度から 5年間	7年間に延長	
減額割合	・税額の1/2 ただし、1戸あたり120㎡相当分まで(居住部分に限る)	
減額要件	【共通事項】 ・床面積が50㎡(1戸建以外の賃貸住宅は40㎡)以上280㎡以下 ・居住部分が1/2以上あること 【長期優良住宅要件】 ・長期優良住宅の認定を受けて新築したもの ・平成21年6月4日(法の施行日) ~ 平成22年3月31日までに新築したもの	
申告書類	・固定資産税(新築住宅)減額申告書 ・長期優良住宅の場合には認定長期優良住宅であることを証する書類 【長期優良住宅要件】 ・長期利用できる質の高い住宅の建設を促進するために定めた、耐久性、耐震性等の一定基準を満たすものとして認定を受けて建設される住宅であり、認定先は県住宅課です。	
申告期限	・新築工事の完了日から翌年の1月31日までに税務課へ申告してください。	

問い合わせ 税務課 73-3006

## ねんきん定期便が届いたら確認を

社会保険庁では、今年4月から、国民年金・厚生年金の現役加入者の皆さんに対し「ねんきん定期便」を毎年の誕生日にお送りしています。

お知らせ内容は、「これまでの年金加入期間と年金加入履歴」「加入実績に応じた年金見込額」「これまでの年金保険料の納付額」などです。

届いた「ねんきん定期便」で年金記録を確認し、年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の回答票で回答をお願いします。

## 農業者年金の現況届は忘れずに提出を!

農業者年金の経営移譲年金や農業者老齢年金を受給されている人は、現況届を必ず提出してください。

### 現況届が手元に届く時期は?

現況届の用紙は、農業者年金基金から、5月末ごろに直接受給権者本人あてに送付しています。

### 現況届の提出時期は?

6月1日(月)から6月30日(火)までに農業委員会事務局または各支所事業課、高瀬事業課へ提出してください。

### 現況届の提出を忘れると?

現況届の提出がないときは、年金の支払いが差し止められることがありますのでご注意ください。

## 6月は、市県民税(全期前納および第1期分)の納付月です

口座振替日および納期限

6月30日(火)

納付には口座振替が便利です。全期前納の人で口座振替ができなかった場合は、期別振替に変更となりますのでご了承ください。

問い合わせ 税務課 73-3006

問い合わせ  
農業委員会事務局 62・1137

### 受付時間

- ・月～金曜日  
午前9時～午後8時まで
- ・第2土曜日  
午前9時～午後5時まで
- 問い合わせ  
社会保険庁  
「ねんきん定期便専用ダイヤル」  
0570(058)555  
IP電話・PHSからは  
03(6700)1144